

令和2年度 「すそのんプレミアム付商品券」発行のご案内

裾野市では、すそのんプレミアム付商品券を発行することになりました。
下記内容をご覧ください商品券の取扱事業所・店舗としてご参加下さるようご案内致します。

記

事業目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により減少している市内消費の喚起と市民の暮らしの支援を促進するため、市内事業所・店舗にて使用可能なプレミアム付商品券を発行する。	
事業主体	裾野市	
取扱事業者募集 業務受託者	裾野市商工会	
商品券の概要	発行総額	最大6億6,000万円（商品券発行：44,000部）
	種類	額面金額は500円、販売単位は30枚綴り15,000円分1冊を10,000円で販売
	プレミアム率	50%（プレミアム分は裾野市が負担）
	発売日	令和2年7月29日（水）から
	利用期間	令和2年8月1日（土）から令和2年10月31日（土）
	利用対象者	令和2年7月1日（水）以降、市に住民登録を有する世帯の世帯主（世帯数：約22,000世帯）
	利用範囲	裏面をご参照ください
	商品券 購入方法	市に住民登録を有する世帯の世帯主へ市から「商品券購入引換券」を郵送。 購入対象者は、市が指定する各販売所へ引換券を持参し商品券を購入する。
取扱店	対象事業者	裏面をご参照ください
	登録申込方法	裾野市HP上の申込フォーム（『すそのんプレミアム付商品券取扱事業者の登録』と検索）からのWebによる申し込みもしくは、様式1に記入後商工会窓口を持参またはFAXにて登録申請を行う。 （Web申込：受付時にシステムからメールを送信します。FAX受信：受信受理を返信します。）
	申込期間	令和2年6月22日（月）から令和2年10月15日（木）まで ※商品券取扱事業所・店舗一覧チラシ/ポスターに店名掲載するための申請期限 ⇒令和2年7月14日（火） （上記期限を過ぎての登録は、商品券取扱事業所・店舗一覧チラシ/ポスターへの店名掲載ができません。）
	登録料等	無料（但、商品券入金帳1冊につき400円の収入印紙が必要となります。） ※商品券入金帳は、商品券の換金時に必要となります。
換金方法	換金方法	市が定める金融機関に商品券を持参し、指定口座への振込入金とします。 ※詳細は説明会にて、ご説明致します。
	換金手数料	無料
	振込手数料	無料
問合せ	本商品券 事業に ついて	裾野市 産業部 産業振興課 〒410-1192 裾野市佐野1059番地 tel 055-995-1825 fax 055-995-1864
	取扱事業者 募集に ついて	裾野市商工会 すそのんプレミアム付商品券スタッフ 〒410-1102 裾野市深良451番地 tel 055-992-0057 fax 055-993-8833

*裏面：取扱店要領も必ず参照して下さい。

「すそのんプレミアム付商品券（以下商品券）」取扱店要領

（１）商品券が利用できないもの

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・風営法第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・取扱事業者が利用を不可としたもの
- ・その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの

（２）取扱店に登録できる対象事業者

裾野市内に事業所・店舗を有する事業者。

（１）の商品券が利用できないもののみを取扱う取扱事業所・店舗は登録できません。

風俗業の他、公序良俗に反する事業を除きます。

テナント店の場合、個店ごとの登録が必要となります。

支店をお持ちの事業所は、各支店ごとの登録が必要となります。

（３）取扱店としての周知

取扱事業所・店舗（取扱店）であることが分かるよう、周知用のポスターをご提示下さい。

ポスターの配布は原則登録事業所ごと1枚配布しますが、大型店等の場合は希望数を申請書にご記入ください。

（４）商品券の受け取り

お客様が切り離した商品券を受け取り、裏面に取扱店を明記し（ゴム印可）使用済みであることを明示して下さい。

お釣りは出さず、現金両替はしないで下さい。

（５）使用済み商品券の換金金融機関

市内の金融機関を指定予定。

現時点で未定のため、説明会の際にご提示させていただく予定です。